

～よくあるご質問にお答えします～

加入された場合

〈質問 1〉 国民健康保険の料金は、どのようにして決められるのですか？

〈回答 1〉 市町村ごとに国民健康保険税率が異なります。また、計算方法も数種類が法律で定められています。

真庭市では、「国民健康保険税」として、加入者の前年中所得に対する「所得割」、固定資産税額に対する「資産割」、世帯内の加入者数に対する「均等割」、世帯に対する「世帯割」の合計により計算されます。

〈質問 2〉 国民健康保険税の金額は、いつ決まりますか？

〈回答 2〉 国民健康保険への加入届を提出された翌月中旬に本年度の年税額を計算し、税額が記載された「真庭市国民健康保険税更正決定通知書」を送付します。

（4月にご加入の方は、6月に「国民健康保険税納税通知書」を送付します。）

ただし、真庭市へ転入された方については、1月1日現在の住所地へ所得額を照会し、税額を計算します。（照会の時期により、税額が変更となる場合があります。）

なお、現在の所得情報に基づいての「試算」は可能ですので、市役所窓口の担当者へお尋ね下さい。

〈質問 3〉 国民健康保険税の支払いは、いつから始まりますか？

〈回答 3〉 原則として、国民健康保険への加入届を提出された翌月から始まります。

ただし、4月にご加入の方は6月からです。

〈質問 4〉 年度を遡って加入した場合の国民健康保険税はどうなりますか？

〈回答 4〉 国民健康保険の加入が必要だったにもかかわらず届出が遅れ、年度を遡って加入された場合には、過年度分の国民健康保険税が通常の納期（1期～10期）とは別に課税され、納付書により届出の翌月に納めていただきます。

脱退された場合

〈質問 1〉 国民健康保険を脱退した場合、税額はどうなりますか？

〈回答 1〉 国民健康保険税は、国民健康保険を脱退された日の前月分までが月割で課税されます。

そのため、国民健康保険からの脱退届を提出された翌月中旬に年税額を再計算し、税額が更正された「真庭市国民健康保険税更正決定通知書」を送付します。

〈質問 2〉 国民健康保険加入者が世帯内に誰もいなくなりました。もう今月から、国民健康保険税を支払わなくて良いですか？

〈回答 2〉 国民健康保険税は、前年中の所得額や世帯内の加入者数等に基づいて、年税額が決定されます。そのため、年度途中で脱退される場合、再計算後の年税額から既に納付期限が到来している納期分の税額を差し引いて精算します。

また、国民健康保険税は年税額（12ヶ月分）を6月～翌年3月の10期に分けてお支払いいただくよう計算しているので、国保の加入月と税の納付月とは一致しません。

以上の理由により、脱退届を提出された翌月にもお支払いをいただく必要がある場合もありますので、ご注意下さい。

〈質問 3〉 精算した結果、国民健康保険税を払い過ぎていた場合は、どうなるのですか？

〈回答 3〉 税額を更正した後、還付（返金）いたします。支払方法が口座振替の場合は、その振替口座へ還付金を振込みます。納付書や年金からの特別徴収（引落し）の場合は、ご希望の振込先口座を「市税等口座振込依頼書」に記入して税務課へご提出いただきますと、指定された口座へ還付金を振込みます。

ただし、国民健康保険税や他の真庭市税に未納額がある場合は、充当をさせていただきますことがあります。

なお、還付金の振込日は、原則として税額が更正された翌月（国民健康保険の脱退届を提出されてから2ヶ月後）の末日頃になります。

また、振込前には、還付の金額や振込先口座を記載した「過誤納金還付（充当）通知書」を送付いたしますので、内容をご確認下さい。